

○薬事法第4条第5項第4号イ又はロの医薬品であつて、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- ・ 赤ブドウ葉乾燥エキス混合物
- ・ アシタザノラスト
- ・ アルミノプロフェン
- ・ イコサペント酸エチル
- ・ イブプロフェン（一日量中イブプロフェン0.6g以上を含有するものに限る。）
- ・ イブプロフェン・ブチルスコポラミン
- ・ エバスチン
- ・ エピナスチン
- ・ セチリジン
- ・ チェストベリー乾燥エキス
- ・ トラニラスト
- ・ トリメブチン（過敏性腸症候群治療薬に限る。）
- ・ ネチコナゾール（膣^{ちつ}カンジダ治療薬に限る。）
- ・ フェキソフェナジン
- ・ ペミロラストカリウム
- ・ メキタジン（一日量中メキタジン6mg以上を含有するものに限る。）

○薬事法第44条第2項に規定する劇薬である製剤